美濃守殿、啓阿彌を以御渡、

三奉行江

一御府内川筋、通行船々之儀、近來船數相增、稼方猥ニ相成、不取締之趣も相聞候ニ付、取締之ため、是迄極印有之分ニ而も、改而極印を打、新規鑑札相渡、是迄之手形を引替候筈ニ付、來辰正月より三月中迄ニ、無遲滯江戸大川端川船改所江可申出候、尤以來船之形狀艪數戸障子、其外勝手次第相用候儀、御差許相成、役船之儀ハ御差止、御用ニ付雇上候節ハ、其時々相當船賃御下ゲ相成候筈ニ候、就而ハ御年貢役銀、來辰正月より、是迄御定之貳倍增、可相納候、委細之儀ハ、川船役所江申立、可請差圖候、若期限迄ニ不申出、無極印ニ而稼方致候ものも有之候ハヾ、急度可及沙汰候條、心得違無之樣可致候、

右之趣、御府内并關東筋、御料私領寺社領共、船持共江不洩樣、可被相觸候、

十二月

右之通、可被相觸候、

造船修復

〔拾芥抄下末諸事吉凶日〕

造船吉日

甲子　己巳　甲戌　庚辰　甲寅
甲辰　庚辰　辛未　戊辰

〔和漢船用集二〕舟飾之事

本邦塗船の品蠟色、本朱、紅粉がら、眞塗、花塗、溜塗、かき合塗、チャン塗等あり、小船塗、小早或は丹青を以て彩畫ける者、伊達小早と稱す、萬葉に、赤曾保船、佐丹塗之船、赤羅小舟とよめり、漢に畫船、紅船、彩畫舟といへり、凡船に漆することは、飾のみにあらず、一には水をはぢきて疾ことを要す、二ッには水垢を拂ふて、腐ざらんことを欲す、唐史に曰、杜亞、淮南に節度たりし時、民競渡をなす、亞そ